

# 新全日本漢詩連盟規約

2016年5月7日改定

## 第1条(名称)

本会は、全日本漢詩連盟と称する。

## 第2条(目的・活動)

1. 本会は、日本における漢詩の研究、普及ならびに交流を目的とする。

又、広く中国をはじめアジア、欧米各国の愛好者との親睦、交流を図る。

2. 本目的を達成する為に、本会は第3条記載の各会員と連携・協力しあつて漢詩の普及や啓蒙活動に取り組む。

3. この取り組みに当たつて、本会は会員の自由且つ独自の活動を支援(共催・後援・協賛など)すると同時に、組織の中核として連盟全体に共通する課題の取り組みに注力する。

## 第3条(会員)

本会は本会の目的に賛同する次の団体会員・個人会員から構成される。

\* 地区漢詩団体会員

\* 一般団体正会員

\* ネット漢詩団体正会員

\* 法人賛助正会員

\* 個人会員(賛助正会員・一般正会員・学生正会員・準会員・地区会員)

## 第4条(会員資格・年会費)

1. 本会会員は入会に際し、当該年度

分の会費を納め、以後、毎年以下の年会費を納入しなければならぬ。

2. 年会費は4月から翌年3月までを1年分とし、会費を3年分以上滞納した時は退会とする。

3. 本会会員の資格、年会費は以下の通りとする。

(1) 地区漢詩団体会員とは各都道府県がそれぞれに結成している連盟・協会等の会員をいい、次の二つのケースからなる。

\* 本会に一括加入している地区漢詩団体所属の正会員(年会費1,500円)をいう。

\* 本会に一括加入していない地区漢詩団体所属の会員で本項・項目(5)で規定する個人一般正会員、個人準会員、個人地区会員をいう。

(2) 一般団体正会員とは、所属する者10名(原則)以上を有する団体の構成員で、本会への入会手続きをとり、団体会費(年会費1,500円)を納めた会員をいう。

(3) ネット団体正会員とは、団体主宰者と会員間の連絡を主として電子メール等を介して行う、所属する者10名(原則)以上を有する団体の構成員で、本会への入会手続きをとり団体会費(年会費1,

300円)を納めた会員をいう。

(4) 法人賛助正会員とは本会の目的に賛同する法人(企業、その他諸団体)で、法人として年会費一口50,000円以上を納めた会員をいう。

(5) 個人会員とは、次の会員をいう。

\* 個人賛助正会員…

個人として本会の目的に賛同して入会手続きを取り年会費一口10,000円を納めた個人をいう。

\* 個人一般正会員…

個人として本会の目的に賛同して入会手続きを取り年会費2,000円を納めた個人をいう。尚、この個人会員が所属する地区漢詩団体を通じて年会費を納めた場合は年会費を1,500円とする。

\* 学生正会員…

大学院生、大学生以下の学生等で、本会の目的に賛同して入会手続きをとり年会費1,000円を納めた個人をいう。

\* 個人準会員…

一括加入していない地区漢詩団体の会員で、本会の目的に賛同して入会手続きを取り年会費1,000円を納めた個人をいう。

\* 個人地区会員…

一括加入していない地区漢詩団体の会員で、本会への入会手続きをしておらず、又、年会費を納入していない会員をいう。

名簿管理は地区漢詩団体がを行い、この人数を本会に登録して本会の会員数に計上する。

(6) 本会正会員は第5条に記載する全ての事業に参加でき、機関誌「会報」・「扶桑風韻(会誌)」等を受け取る事ができる。

尚、個人準会員と個人地区会員は以下の通りとする。

\* 個人準会員…

「会報」は受け取れないが、「扶桑風韻(会誌)」は受け取る事が出来る。

又、「扶桑風韻(会誌)」の漢詩コンテンツに応募できる。

\* 個人地区会員…

全日本漢詩大会、国民文化祭漢詩大会には参加できるが、他の本会主催行事には原則として参加できない。

又、機関誌「会報」・「扶桑風韻(会誌)」は受け取ることはできない。

## 第5条(事業)

本会は、その目的を達成するため下記の事業を行う。

1. 地区漢詩団体と共催にて全日本漢詩大会を開催する。

\* なお、役員(理事、監事)、招待詩家、及び、開催地区漢詩団体の役員は応募できない。

2. 地区漢詩団体と共に国民文化祭漢詩大会を支援する。

3. 地区漢詩団体、その他諸団体が行う漢詩大会への共催/後援/協賛。

\* 開催地区に限定した漢詩大会は

協力要請があれば、共催／後援／協賛する。

\*全国を対象とした漢詩大会はあらかじめ本会の了解を取ること  
を前提とし、開催に当たってはこれを共催／後援／協賛する。

\*「共催／後援／協賛」の支援形態詳細は【補則】にて規定する。

4. 「扶桑風韻(会誌)」誌上で、会員のみによる漢詩コンテストを実施する。

\*当該コンテストには役員(理事、監事)、招待詩家、ならびに個人地区会員は応募できない。

5. 機関誌(「会報」・「扶桑風韻(会誌)」)等の発行による漢詩に関する研鑽、発表。

6. 指導者育成講座の開催と指導者資格の授与。

7. 講演会・研修会等の開催、講師派遣等による地区漢詩団体、一般団体への支援。

8. 会員相互の交流および海外同好者との交流。

9. 各種文化祭等への後援。

10. その他本会の目的にふさわしい事業の開催、実施。

#### 第6条(役員)

本会を運営するため、下記の役員を置く。

1. 会長…1名
2. 副会長…若干名
3. 常務理事…若干名
4. 事務局長…1名
5. 理事…20名以上、50名以内
6. 監事…2名以内

第7条(役員の選任)

1. 役員は総会で選任する。

2. 会長は理事の互選とする。

3. 副会長は理事の中より会長が指名する。

4. 常務理事は理事の中より、会員数50名以上の地区漢詩団体、及び、ネット漢詩団体の会員から会長が委嘱する。

5. 事務局長は常務理事の中から会長が委嘱する。

6. その他、必要に応じ会長の委嘱により、顧問若干名、相談役若干名、事務局次長若干名を置く。

7. 理事は正会員の中から、基準に従い選任する。

(1) 会員数40名以上の地区漢詩団体の代表、会員数50名以上のネット漢詩団体の代表、業界(学識経験者、書家、吟詠家など)の代表から選任する。

(2) 総人数は20名以上、50名以内とする。

(3) 理事のうち、同一親族(三等親内の親族およびこの者と特別な関係ある者)、特定の企業との関係者(役員、使用人、大株主等)、所管する官庁の出身者、その他、特別の関係にある者が、理事現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。

8. 監事は正会員の中から総会にて選任する。

監事は理事または第6項の役職者と兼務することは出来ない。また、理事の親族その他、理事と特別な関係にあるものを監事に選任してはならない。また、監事は、相互

に親族その他特別な関係にあるものであつてはならない。

#### 第8条(役員の任務)

役員は下記の通りとする。

1. 会長は会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合、会長の職務を代行する。

副会長が複数名の場合は予め理事会において定めた順位に従つて会長代行の任に就く。

3. 理事は理事会を構成し、総会にはかる予算・決算、及び、会の運営にかかわる重要案件を審議し、その決議事項を総会に提案する。

4. 常務理事は常務理事会を構成し、理事会に上程する事項を企画・立案する。

同時に、会の事務局として日常の会務を執行する。

5. 常務理事のうち1名は会計業務を担当する。

6. 監事は会務および会計を監査する。

7. 事務局長は会の事務を統括・推進する。

第9条(役員の任期)

役員は任期は2年とし、再任を妨げない。また、任期満了前に退任した役員の後任として選任された役員は前任者の残余期間とする。

第10条(代議員)

1. 代議員は70名以内で、理事現在数より1名以上多い人数とする。

2. 代議員は、地区漢詩団体、ネット漢詩団体、一般団体が推薦する正

会員、法人賛助正会員、個人賛助正会員、個人一般正会員、学生正会員の中から理事会で選出し、会長が委嘱する。

3. 選出の基準は

(1) 会員数40名未満の地区漢詩団体の代表1名を選出。

(2) 会員数40名以上の地区漢詩団体は、所属会員30名に1名を選出。但し最大5名までとする。

(3) 会員数30名以上の一般団体の代表1名を選出。

(4) 役員及び上記基準で選ばれた代議員以外の個人賛助正会員。

(5) 法人賛助正会員の1法人につき代表1名を選出。

(6) 第12条で規定する会長から委嘱された招待詩家。

(7) 本会への貢献度が大きいと認められる会員の中から選出。

4. 代議員の選出にあつては、代議員の1人とその親族、その他特別の関係にある者が、代議員現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。

5. 代議員は、役員または第7条第3項の役職者を兼務することは出来ない。

6. 代議員には、第9条の規定を準用する。この場合において「役員」とあるは「代議員」と読み替えるものとする。

第11条(代議員の任務)

1. 代議員は全会員の代表として総会に出席し、理事会が提出した審議事項を審議・決定する。

2. 代議員は、総会においてこの規約

にある事項を審議するほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

## 第12条(招待詩家)

招待詩家とは、全日本漢詩大会及び国民文化祭漢詩大会において

(1) 文部科学大臣賞とその他の特別賞を1回以上受賞した正会員、または

(2) 特別賞を4回以上受賞した正会員、または

(3) それと同等の力量を有すると会長が推薦する正会員

の中から、理事会で選出し、会長が委嘱した人をいう。

但し、若年会員については別途考慮する。

又、「扶桑風韻(会誌)」の漢詩コンテスト受賞者については別途考慮する。

## 第13条(諸会議)

### 1. 〆総会

当連盟の活動成果を広く会員に報告し、連盟会務の最高意思決定する為に毎年4月～6月の間に定時総会を開催する。

(1) 総会は会長が招集する。

(2) 総会は全会員の代表である代議員から構成される。

(3) 総会の議長は代議員の中から互選する。

(4) 定時総会に於いては、以下に掲げる事項を審議し、決定する。

\* 役員を選任、および規約の改廃。

\* 事業報告および収支決算の承認。

\* 事業計画および収支予算の承認。

\* 理事会より審議・決定を求められた本会の事業にかかわる事項。

(5) 総会には第6条にて規定された役員も出席する。

(6) 代議員の3分の1以上から、書面による請求があった時は、会長は臨時総会を招集しなければならぬ。

### 2. 〆理事会

毎年1回以上理事会を招集する。

(1) 理事会は、会長が招集する。

(2) 理事会の議長は、会長とする。

(3) 理事会においては、代議員の選任、総会において決すべき事項の審議、及び総会の決議に基づく会務の執行の方針の決定を行う。またその決定に基づき常務理事会の会務の執行状況の報告を聞くものとする。

### 3. 〆常務理事会

1ヶ月に1度以上、常務理事会を開催する。

(1) 常務理事会は会長が召集する。

(2) 常務理事会では理事会に上程すべき案件の企画立案を行う。

(3) 又、連盟の事務局として総会で決定された事項の推進など、日常会務の執行を管理・運営する。

### 4. 〆全国事務局長会議

必要に応じて地区漢詩団体、ネット漢詩団体の事務局長からなる全国事務局長会議を開催する。

(1) 詳細検討を要する課題が発生した場合には本会の常務理事事務局

長がその都度招集し、審議結果を理事会に報告・提案する。

(2) 事務局長会議には常務理事が同席する。

5. 各会議で議決が必要な場合は、各々の出席者の過半数の賛成により決する。

6. 監事は全ての会議に陪席することができる。

7. 総会、理事会、全国事務局長会議では議事録を作成し、議長および出席者の代表2名以上が署名捺印の上これを保存する。

## 第14条(会計年度等)

1. 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

2. 会の運営費用にあてるため、寄付金の申し出がある場合はこれを受け入れる。

3. 会の運営上、行事費用が必要な場合には、その都度これを徴収する。

## 第15条(事務局)

本会の事務局は、東京都文京区湯島一丁目4番地25号、湯島聖堂内に置く。

第16条(事務局の会員個人情報保護義務、ならびに会員の禁止行為)

1. 事務局は、入手した会員名・住所等会員個人情報、機関誌(「会報」・「扶桑風韻(会誌)」等本会会員あての配布物を送付すること以外に利用してはならない。

2. 事務局は会員個人情報をもとに、不正アクセス、紛失、破壊、改竄および漏えい等の防止に努める。

3. 会員は機関誌(「会報」・「扶桑風韻(会誌)」)等の本会会員あての

「会誌」)等の本会会員あての配布物を会員外に無断で転送・配布してはならない。また、当該配布物に掲載された記事・写真・図表などを無断転載してはならない。

## 第17条(規約の改定)

この規約を改定する場合は、理事会の決議を経て、総会の承認を得ることとする。

## 第18条(施行)

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

## 第19条(その他)

この規約に定めない事項については、補則、細則による他、常務理事会において協議して定める。

## 【補則】

1. 会員の区分・資格、会費の詳細、特典については【別紙1】にまとめる。

2. 全日本漢詩連盟による「漢詩大会」等への共催・後援・協賛基準については【別紙2】に定める。

3. 地区漢詩団体、一般団体、ネット漢詩団体に属する会員への機関誌(「会報」・「扶桑風韻(会誌)」)等の配付基準については【別紙3】に定める。



参考(旧規約)			改訂新規約							
会員名	年会費	特典	会員名	規約条項	年会費	特記事項	特典1	特典2	特典3	
賛助会員	1口10,000円、1口以上	「会報」「扶桑風韻」等の個別配布。すべての漢詩大会等に参加・応募可能	【新】法人賛助正会員(会社・団体)	第3条、第4条第3項(4)、第10条第3項(2)	1口50,000円、1口以上		「会報」「扶桑風韻」「漢詩大会応募要項」等が個別に配布される	「扶桑風韻漢詩コンテント」を含むすべての漢詩大会に応募・参加できる	法人代表には「代議員」になる資格が与えられる	
			個人賛助正会員	第3条、第4条第3項(5)、第10条第3項(4)	1口10,000円、1口以上		「会報」「扶桑風韻」「漢詩大会応募要項」等が個別に配布される	「扶桑風韻漢詩コンテント」を含むすべての漢詩大会に応募・参加できる	「代議員」になる資格が与えられる	
個人会員	2,000円	「会報」「扶桑風韻」等の個別配布。すべての漢詩大会等に参加・応募可能	個人一般正会員	第3条、第4条第3項(5)	2,000円	地区漢詩団体を通して年会費を収める場合は1,500円	「会報」「扶桑風韻」「漢詩大会応募要項」等が個別に配布される(地区漢詩団体を除く)	「扶桑風韻漢詩コンテント」を含むすべての漢詩大会に応募・参加できる		
			学生正会員	第3条、第4条第3項(5)	1,000円	大学院生・大学生以下の学生	「会報」「扶桑風韻」「漢詩大会応募要項」等が個別に配布される	「扶桑風韻漢詩コンテント」を含むすべての漢詩大会に応募・参加できる		
団体会員	1,500円	「会報」「扶桑風韻」等の団体事務局経由での配布。すべての漢詩大会等に参加・応募可能	一般団体正会員	第3条、第4条第3項(2)	1,500円	原則として10名以上の団体の会員	「会報」「扶桑風韻」「漢詩大会応募要項」等が団体事務局経由で配布される	「扶桑風韻漢詩コンテント」を含むすべての漢詩大会に応募・参加できる		
			ネット漢詩団体正会員	第3条、第4条第3項(3)	1,300円	原則として10名以上の団体の会員で、団体主宰者と会員間の連絡を電子メール等を介して行う団体の会員	「会報」「扶桑風韻」「漢詩大会応募要項」等が団体事務局経由で配信・配布される	「扶桑風韻漢詩コンテント」を含むすべての漢詩大会に応募・参加できる		
賛助会員	1,300円	「会報」「扶桑風韻」等の団体事務局経由での配信・配布。すべての漢詩大会等に参加・応募可能	【新】地区漢詩団体会員(一括加入地区漢詩団体)	第3条、第4条第3項(1)	1,500円	全漢連に一括加入している地区漢詩団体所属の正会員(個人一般正会員資格も合わせ持つ)	「会報」「扶桑風韻」「漢詩大会応募要項」等が団体事務局経由で配布される	「扶桑風韻漢詩コンテント」を含むすべての漢詩大会に応募・参加できる		
			【新】地区漢詩団体会員(非一括加入地区漢詩団体)	第3条、第4条第3項(1)	(個人会員資格により異なる)		全漢連に一括加入していない地区漢詩団体所属の会員(個人一般正会員、個人準会員、個人地区会員のいずれかの資格を持つ)	(個人会員資格により異なる)		
			【新】個人準会員	第3条、第4条第3項(5)(6)	1,000円	全漢連に一括加入していない地区漢詩団体所属の会員で、正会員に準ずる資格を有する		「扶桑風韻」「漢詩大会応募要項」等が個別に配布される(「会報」は配布されない)	「扶桑風韻漢詩コンテント」を含むすべての漢詩大会に応募・参加できる	
			【新】個人地区会員	第3条、第4条第3項(5)(6)	-	地区漢詩団体の会員ではあるが全漢連の年会費は収めていない方。漢連の地区漢詩団体会員として全漢連の会員数に含む		「漢詩大会応募要項」のみ地区漢詩団体を通して配布される(「会報」「扶桑風韻」は配布されない)	漢詩大会等には参加・応募できるが、「扶桑風韻漢詩コンテント」には応募できない	

注：【新】(網掛け)は今回の改訂により新設された「会員」名

## 【別紙2】

## 補則-2：全日本漢詩連盟による「漢詩大会」への共催・後援・協賛基準

平成28年5月7日

全漢連による支援形態	共催	後援	協賛
大会の趣旨	全日本漢詩連盟の目的に合致すること	全日本漢詩連盟の目的に合致すること	全日本漢詩連盟の目的に合致すること
大会主催者(団体の場合)	全日本漢詩連盟の団体会員であること	全日本漢詩連盟の団体会員であること	—
大会主催者(個人の場合)	全日本漢詩連盟の正会員であること	全日本漢詩連盟の正会員であること	全日本漢詩連盟の正会員であること
審査員	審査委員長が全日本漢詩連盟の役員であること、および審査員の過半数が全日本漢詩連盟の正会員であること	審査委員長が全日本漢詩連盟の正会員であること、および他の審査員の中の少なくとも1名が全日本漢詩連盟の正会員であること	審査委員長が全日本漢詩連盟の正会員であること
表彰状	「全日本漢詩連盟会長賞」の提供	「全日本漢詩連盟会長賞」の提供	—
「会報」「HP」上での案内	「全日本漢詩連盟会報」や「全日本漢詩連盟ホームページ」にて大会の案内や結果の紹介を行うことがある	「全日本漢詩連盟会報」や「全日本漢詩連盟ホームページ」にて大会の案内や結果の紹介を行うことがある	「全日本漢詩連盟会報」や「全日本漢詩連盟ホームページ」にて大会の案内や結果の紹介を行うことがある
「応募要項」等の配付	「全日本漢詩連盟会報」に同封するなどして大会の応募要項の配付を直接協力する	原則として全日本漢詩連盟からの配布は行わない	原則として全日本漢詩連盟からの配布は行わない

補則-3：団体会員等に対する機関誌(「会報」・「扶桑風韻(会誌)」)等配付の基準と方法

平成28年5月7日

全日本漢詩連盟 団体会員の種類	会報	「扶桑風韻(会誌)」	漢詩大会の応募事項等	その他
法人 賛助正会員	10部を法人あてに送付 会員数に5部を加えた部数を、団体事務局あてに送付 (5部は新規会員勧誘用などのための追加分)	10冊を法人あてに送付 会員数に5冊を加えた冊数を、団体事務局あてに送付 (5冊は新規会員勧誘用などのための追加分)	10部を法人あてに送付。法人からの要望があれば送付する数を変更する 原則として会員数分を、機関誌(「会報」・「扶桑風韻(会誌)」)配布時に、同封して送付。団体からの要望があれば送付する数を変更する (当該地区内の正会員には、それぞれの会員区分・資格ごとの配付方法に従い送付) 地区漢詩団体事務局より報告された個人地区会員数分を同事務局に送付。団体からの要望があれば送付する数を変更する	配布物によって異なる。法人・団体と配付数・配布方法について相談する
地区漢詩団体	非一括加入 地区漢詩団体 (当該地区内の正会員には、それぞれの会員区分・資格ごとの配付方法に従い送付)	送付しない		
一般団体会員	「直接送付サービス」(注)適用団体(全員に適用することも、一部の会員のみに適用することも自由) 「直接送付サービス」(注)非適用団体	団体からの申請に基づき、直接送付サービス適用者に対し、全漢連は、個別に個人あてに送付 直接送付サービスを適用しない会員数に5冊を加えた部数を団体事務局あてに送付 (5冊は新規会員勧誘用などのための追加分) 会員数に5冊を加えた部数を、団体事務局あてに送付 (5冊は新規会員勧誘用などのための追加分)	団体からの申請に基づき、直接送付サービス適用者に対し、全漢連は、個別に個人あてに送付 直接送付サービスを適用しない会員数を団体事務局あてに送付。団体からの要望があれば送付する数を変更する 原則として会員数分を、機関誌(「会報」・「扶桑風韻(会誌)」)配布時に、同封して団体事務局に送付。団体からの要望があれば送付する数を変更する	
ネット漢詩団体正会員	団体事務局あてに、会報(デジタル版)をメールに添付して送付	送付しない		
個人地区会員	送付しない	送付しない	地区漢詩団体事務局より報告された個人地区会員数分が同事務局に送付され、団体事務局より再配布を受ける。	

注：「直接送付サービス」について

1. 会員あての配布物送付における新サービスを「団体会員個人あて直接送付サービス」(以下「直接送付サービス」と呼ぶ)。
2. 「直接送付サービス」は、「各団体会員個人あてに再配付する作業を全漢連事務局が代行する」もの。つまり全漢連からの配布物は全漢連事務局が直接送付する。
3. 「直接送付サービス」に關わる実費として、一名あたり年間300円とする。つまり、「直接送付サービス」適用の団体会員の年間費用は1名あたり計1,800円となる。
4. 「直接送付サービス」の詳細は以下の通り。
  - 全漢連事務局は、毎年度始め(毎年4月上旬)に「団体会員年会費」振込用紙(現行同様)と共に「直接送付サービス」料金振込用紙を団体事務局に送る。
  - 各「団体」は「団体会員年会費」振込用紙により年会費を振り込むと同時に、「直接送付サービス」適用人数分の料金を振り込む。
  - ① 団体の会員すべてに「直接送付サービス」を適用し、全漢連より団体会員全員に個々に直接送付すること、
  - ② 「直接送付サービス」を特定の方にのみ適用し、残りの方は団体事務局担当者あてに、まとめて送付するということもできる。
- 団体は会員個々の名前を記した「団体登録用紙(会員名簿)」を全漢連あてに返送するが、「直接送付サービス」を受ける会員については配布物「送付先」(住所)も合わせて全漢連に通知する。